一五三　シリア・アラブ共和国におけるアレッポ早期復旧及び生計支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件　二六　一〇

一五四　円借款の供与に関する日本国政府とイラク共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　五

一五五　ガボンにおける若者の早期の望まない妊娠予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の書簡の交換に関する件　二七　六

一五六　シリア・アラブ共和国におけるアレッポにおける地域社会のための早期保護支援計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件　二七　六

一五七　シリア・アラブ共和国におけるアレッポ保健分野強化支援計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の書簡の交換に関する件　二七　六

一五八　スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二七　六

一五九　返納を命じた旅券を無効とする件　二七　六

一六〇　税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件　三〇　五

一六一　大アビジャン圏母子保健サービス改善のためのココディ大学病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の書簡の交換に関する件　三〇　五

○財務省

一〇〇九七―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　108　四六

一〇一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　六　108　四七

一〇二　政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　六　108　四八

一〇三―一一〇　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　一〇　110　一四

一一一―一一三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　一〇　110　二一

一一四　個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件　一三　七

一一五　中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件　二六　121　七〇

一一六　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二七　六

一一七　寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件　三〇　五

一一八　各都道府県共同募金会が令和元年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三〇　五

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

二　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件　一〇　五

○財務省、農林水産省

八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　五

九　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　五

一〇　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九　六

○国税庁

一〇　国税通則法第三十四条の四第一項に規定する納付受託者を指定する件の一部を改正する件　六　九

一一　酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件の一部を改正する件　六　九

一二　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第三条第六項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件　三〇　五